金融庁からのおしらせ

デリバティブ商品を契約するときのポイント

デリバティブ商品とは

○　デリバティブ商品とは、為替相場や金利などの将来の変動リスクを管理するために、外貨や金利等を一定の価格等で取引する権利や義務を、あらかじめ契約しておく商品です。

○　為替相場や金利の変動などにより、お客さまに損失が生じることがあります。

○　原則解約できない商品です。お客さまのご都合などで中途解約する際に解約清算金が必要になることがあります。

金融商品取引法や金融庁の監督指針では、次のようなルールと着眼点を定めています。

説明事項（主な例）

○　商品内容やリスクに関して十分な説明を行うこと

【例えば】最悪のシナリオを想定した損失額や、想定シナリオが異なる場合の損失拡大の可能性　等

○　中途解約及び解約清算金に関する十分な説明を行うこと

【例えば】原則解約できないことや、解約の際に解約清算金が発生することとその内容　等

○　企業のリスク管理のためにデリバティブ商品を購入した場合（「リスクヘッジ」の場合等）、ヘッジの有効性についての確認と十分な説明を行うこと

【例えば】お客さまの売上や仕入の状況などを踏まえた上で、デリバティブ商品の契約期間が終わるまで、ヘッジ取引として有効であることの確認と説明

【例えば】お客さまが行っている外貨建て輸出入取引等の実態を踏まえた上で、デリバティブ商品がそのヘッジ取引として有効であることの確認と説明

続きは裏面をご覧ください。

＜表面からの続き＞

禁止事項（主な例）

○　虚偽のことを告げる行為
○　不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて勧誘する行為
○　銀行やグループ会社と取引を行うことを条件として、融資する行為
○　銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件または実施について不利益を与える行為

販売後のフォローアップ

○　金融機関は、販売後の個々のデリバティブ商品について、時価情報の提供などのフォローアップを行っています。
○　フォローアップで、金融機関は苦情や相談申出にきめ細かく対応するよう努めています。
　申し出たことで、その後の取引に不利益を被ることは一切ありませんが、ご心配なことがあれば、金融機関本部の相談窓口又は金融庁へご連絡ください。

金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）について

全国銀行協会相談室　0570-017109 又は 03－5252-3772
○　銀行との取引に関するトラブルは、全国銀行協会などが運営する**金融ADR機関**を利用することができます。
○　金融ADR機関では、**金融分野に見識のある弁護士などの中立・公正な専門家が、紛争を解決するための手続きを行います。**

金融庁の相談窓口

金融庁金融サービス利用者相談室　0570-016811
※ IP電話・PHSからは03-5251-6811

本パンフレットの問合せ先：
金融庁 TEL03-3506-6000(代表)　監督局銀行第一課